

わが国の農産物先物市場の現状と課題

要 約

新規農産物の先物市場上場が増加しているが、生産、加工業者等の当業者によるヘッジ利用は依然少ない。現状、生産者間、企業間での取引関係が価格変動リスクを内部化する役割を実態的に果たしているが、将来的には農業の市場化がますます進むなかで、取引形態の一つとして先物が利用されるように市場環境が整備されることが望まれる。

新規上場商品が増加する農産物先物市場

平成11年4月に施行された商品取引所法改正は、わが国の商品先物市場を国際水準に整備することを主眼とし、「公正かつ透明な価格指標及びリスクヘッジの場を提供することにより、商品流通における市場メカニズムを貫徹するための産業基盤」と位置付けた。また、同法改正により、試験上場の認可基準自体が緩和され、生産、流通に著しい支障を及ぼす以外は上場が認められるようになり、新規商品の上場は大幅に円滑化された。

かたや、農業政策も農業基本法が全面的に見

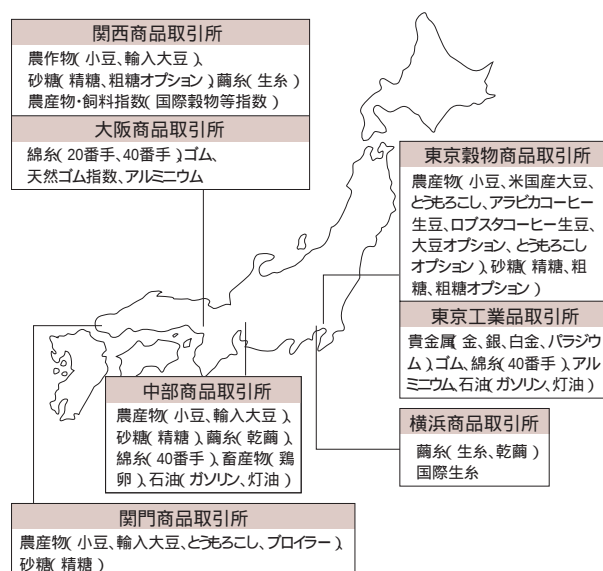
直され、「食糧・農業・農村基本法」が昨年7月に施行された。新基本法では市場原理に基づく形で、価格形成に品質や需給関係が反映されることが前提となっており、生産の担い手も経営体としてリスク管理能力の必要が唱えられるようになっている。こうした農業分野への市場メカニズムの浸透と価格変動リスクの高まりに対し、商品取引所の側でも上場商品の増加を通じ、利便性や信頼性の向上を図る動きが進んでいる。

現在、わが国には7つの商品取引所があり、図1のような農産物、工業原料が上場されている。法改正後の農産物系の新規商品としては、中部商品取引所の鶏卵、関門のプロイラー、東京穀物のコーヒー（アラビカ、ロブスタ）、東穀、中部、関西、関門の非遺伝子組換え大豆（Non-GMO大豆）、横浜の国際生糸、馬鈴薯（来年試験上場）など、主に地方の商品取引所で活発な新規商品への上場取組みがみられる。

伸び悩む農産物先物取引への参加者

わが国の農産物先物取引は、輸入大豆、とうもろこしのシェアが非常に高く、これに伝統的な蕎麦、砂糖、小豆などで従来は構成されていた。穀物市況の高騰から、平成7～9年度に出来高は大きく伸びたが、以後アジア危機、需給の緩和等から低迷状態にあった。こうした中、新規商品の市場でコーヒー、プロイラーなどの

図1 わが国の商品取引所と上場商品
(平成12年10月末現在)

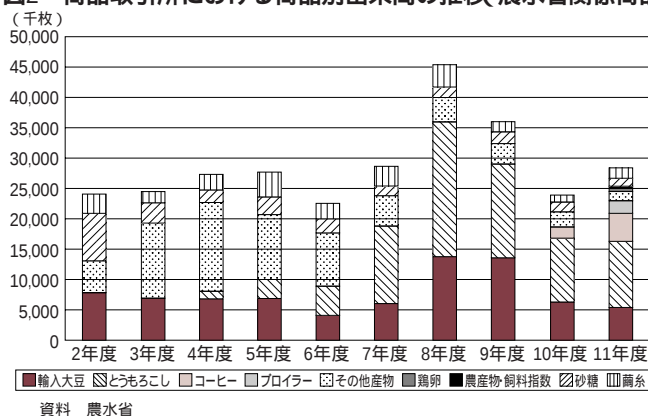


資料 全国商品取引所連合会

取引が高まり、農産物系の出来高は昨年度には持直しをみせている（図2）。ただし、新規商品の取引は上場時の投機的相場の色彩も強く、例えばプロイラー、鶏卵の出来高は今年に入り大きく減少しており、農産物先物取引が全体的に拡大基調にあるのかについては、今後の動きを注視する必要がある。

通産省関係の工業商品についても、金、白金、パラジウムの貴金属（特に金）の取引シェアが約6割と非常に高く、これは国際的にみても日本の商品市場の特性となっている。これに11年度に上場したガソリン・灯油が石油価格の高騰もあり取引高を押し上げる形になっている。

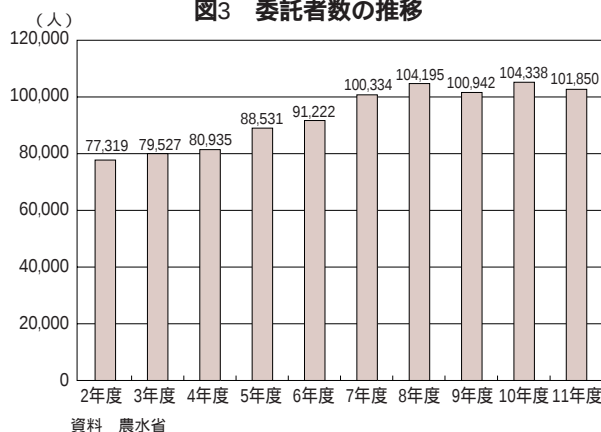
図2 商品取引所における商品別出来高の推移（農水省関係商品）



上場商品の増加もあり出来高という点でみれば、商品先物取引の現状はいちおう拡大しているが、市場参加者である委託者数は平成7年度に10万人に達した後、ほぼ横ばいで推移しており、また預り証拠金、委託手数料等も頭打ち状況にある（図3）。

特定商品の取引に偏り、また市場参加者の広がりが見られないといった、わが国の先物市場の構造は、よく指摘されるように、市場参加者のうち当業者と呼ばれる実需者（生産者、加工業者、流通業者）の占める比率が極めて低く、取引の過半が投機目的に傾斜している状況

図3 委託者数の推移



を反映している。

日米における先物取引の参加者分類をみると、日本では当業者（生産者、商社等）の占める割合（取引玉ベース）がせいぜい5%程度で、後はブローカーの自己玉と一般投資家によるものである（表1）。これに対して、米国では取組高ベースで当業者の占めるウエイトは50%以上に達し、現物での受渡しも盛んに行われている。

表1-1 我が国における商品先物取引における売買取引玉の分類（農林水産省所管物資）

（単位：%）

商品名	自己玉	売買玉の分類			計
		生産者・商社等	委託玉 一般顧客	計	
小豆	28.8	3.9	67.3	71.2	100
輸入大豆	28.5	2.2	69.3	71.5	100
どうもろこし	24.9	1.5	73.6	75.1	100
粗糖	42.2	4.4	53.4	57.8	100
生糸	46.2	5.9	47.9	53.8	100
乾鰯	55.6	1.1	43.3	44.4	100

（注）数値は平成9年度のものを。

表1-2 米国の商品先物取引における当業者玉と委託玉の分類（取引高ベース）

（単位：%）

商品名	報告すべき建玉		報告を必要としない建玉	計
	当業者	非当業者		
どうもろこし	46.7	29.2	24.1	100
(CBOT) 売	51.2	22.7	26.1	100
大豆	30.9	36.5	32.6	100
(CBOT) 売	49	32.8	18.2	100
砂糖	46.5	29.7	23.8	100
(CBOT) 売	85.4	6.6	8	100

原資料 CFTC発表（ブリッジ時事通信より）

資料 農水省

（注）1. 数値は、平成12年6月13日現在のもの。

2. 報告を必要とする建玉は100枚以上。

先物取引の最大のメリットはヘッジ機能であり、商品取引所での先物取引は対象商品を標準

品に限定し、取引形態、期間を取引所の一定の様式に合わせることで、取引コストを大きく引下げ、低いコストで現物のヘッジを可能とするものである。取引コストが低下し市場の流動性が高まれば、リスクの移転を市場を通じて行い易くなる。そのため先物市場が効率的であるためには、取引コストが低く市場参加者が投機家も含めて多数参加し、流動性が高いことが極めて重要である。

こうした点で、リスクテイクしてくれる投機家の存在はリスク移転の効率性を高める点で不可欠であるのだが、日本の場合、当業者の参加が極端に少なく、また現物の受渡しもわずかで、取引の中心が投機家間での思惑売買で動いており、先物の価格形成が現物市場とリンクしていないという声が多い。

当業者（実需者）からの視点

では、なぜ当業者にとって、先物市場への利用、参加が進まないのかという点を、プロイラーと来年試験上場される馬鈴薯の生産者、加工業者からのヒアリングをもとに、当業者の視点で探してみたい。

プロイラーのケース

関門取引所の「プロイラー先物取引要綱」では、取引標準品は、国産プロイラーのモモ肉で、受渡供用品は同肉の「屠鳥から起算して24時間以内のもの及び48時間を超え72時間以内のもの」で、取引単位は1枚1,200Kgとなっている。

日本のプロイラー消費はモモ肉に偏っているが（米国などは脂肪分が少ないムネ肉が中心）、実はその生産、流通は9割近く予め産地、販売先が決まっており、大手荷受け業者がその間の需給調節を通じ、価格変動リスクを調整する仕組みが出来あがっている。

しかも、同じモモ肉といっても、消費者の嗜

好が多様化、ブランド化しており、屠鳥から1～2日以内に、決められた仕様と検品システムが細かく組まれているため、たとえ先物市場で現物の受渡しが行われても、通常の流通販売ルートには乗せるは難しいのが現状である。需給調節も、販売計画に合わせ、素ヒナの段階から産地、荷受け間で月毎に1年先位まで通常調整されている。

こうした状況から、プロイラーの場合、価格変動リスクに対するヘッジニーズは現状の生産、流通システムからはほとんどないのが実態である。生産者サイドのリスクとしては、プロイラー生産コストの6割程度を占める飼料価格の変動の方が大きいと考えられるが、このヘッジについては「飼料価格安定基金」が利用されている。むしろ、わが国では余り利用されないムネ肉なら冷凍品で価格が安くとも、先物市場を需給調整の目的で使えるのではないかという指摘があった。

プロイラー先物取引を一部の当業者が行なうことがあっても、ヘッジで行なっているのではなく、ポケットマネーで投機利益をねらったものが大半であるとされる。先物市場に当業者がほとんど参加していないため、先物市場の価格は昨年12月の高値時期でキロ340円程度と、現物価格（日経・荷受市場価格・正肉もも加重）が650円以上しているのに対し指標性のある価格とはなっておらず、現物価格とリンクしていない。

馬鈴薯のケース

馬鈴薯の全国生産量（平成10年度）は、3,073千トンで、産地別シェアでは北海道地区が77.7%と圧倒的に大きい（農業粗生産額では54.0%）。用途別では、澱粉原料用39.6%、農家自家食用・飼料用・種子用・減耗等22.5%、市場販売用20.6%、加工食品用17.3%となっており、主に市場販売用と加工食品用を合わせた約4割が食用馬鈴薯と見なされる。

食用馬鈴薯の流通は、生食用では「生産者→農協（系統集出荷団体）→卸売市場→小売業者等→消費者」というルートが主要なのに対し、ポテトチップ、ポテトサラダ・コロッケなどの加工食品原料等では、量販店・加工業者などを中心に、生産者や生産者団体との直接取引するケースが一般的である。

北海道における食用馬鈴薯の出荷は、道レベルでの系統団体取扱高のうち65%程度がポテトチップを中心とする加工業者向け販売で、残りが相対取引を含め市場出荷分となっている。加工業者向けは、契約栽培による安定供給と事前の固定価格制になっており、価格変動リスクは発生しない。市場委託販売については、荷受経由で価格は市場で決定されるものの、馬鈴薯は長期貯蔵可能なことや有力産地間での生産・出荷調整機能、また相対による契約販売、「野菜供給安定基金」の利用等で、価格変動リスクはヘッジされており、現状先物取引のニーズはほとんど聞かれない。このような既存の流通経路に対し、先物市場で別の価格形成が行われブローカーなどが参入してくると、従来の取引関係が混乱するのではないかという懸念の方が強い。

また、馬鈴薯の場合、検疫上、冷凍品、加工品以外での輸入が禁じられており、北海道の帯広、北見地区等を主産地にモノの流れがほぼ捕捉可能となっている。こうした中で、「先物要綱」では男爵L（1個当たりの重量120～19g）を標準品として、受渡しは男爵、ニシユタカ、デジマの2L～Mで価格差をつけて供用することになっているが、実際に現物決済の手当てが可能なのかと言う指摘も多い。

まとめ

以上、ブローラー、馬鈴薯について、当業者の視点からは、先物市場に対する低い関心と否

定的なイメージが依然強いと言えよう。先物市場に求められる「公正かつ透明な価格指標及びリスクヘッジの場」という機能への評価や期待は、現状のところ浸透していないのが実情である。

ブローラー、馬鈴薯に限らず、国内農産物の場合、生産量や価格が市場に全面的に委ねられているわけではなく、財政支出を伴いつつ、生産者団体、企業間などの取引関係を通じ、価格変動リスクを内部化するメカニズムが歴史的に出来上がっており、それなりに現在も機能している実態がある。こうした状況下で、生産者は流通、マーケティングに対する関心は概して希薄で、市場をみながら生産していくという発想が乏しく、したがって先物利用のインセンティブが生じ難いのが現状である。

ただ、価格変動リスクを生産から流通に至る流れ全体で負担し合い、最終的に消費者価格に転嫁される仕組みも、確実に転換期に入ってきている。成長が続き所得が年々上昇するような経済環境ではこうした制度もそれなりに合理的で維持可能だったが、長引く景気低迷と財政支持の縮小、輸入の増大等から農産物価格の下落が長期化している現状を考えると、既存の枠組みだけで農業生産の競争力を改善していけるのかという疑問もある。

現状でも農産物の取引関係は多様化しており、将来的には農業生産の市場化がいちだんと進むことが予想されるなかで、取引形態の一つとして先物市場を利用する可能性はやはり高まる環境にあらう。取引所サイドも、中長期的な観点から、当業者の利用ニーズを汲み取った商品設計や市場整備等を進めるとともに、農業生産者・団体もリスク管理ノウハウを蓄積しながら、先物市場の利用拡大が将来的に図られることが望ましいだろう。

（室屋 有宏）